

中国庭園燕趙園飲食施設管理運営事業者募集要項

中国庭園燕趙園飲食施設（以下「飲食施設」という。）の管理運営業務を効率的に行うため、本書のとおり燕趙園は管理運営業務を委託することとし、受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集する。

1 施設の概要

名称	中国庭園燕趙園飲食施設（貸し出す機器、什器等動産を含む）
所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町引地563-1
設置目的	鳥取県中部地域の観光拠点である燕趙園の利用者をはじめとする燕趙園関連施設の利用者等に、良好な飲食サービス等を提供すること。
施設面積	619.56㎡
建築年月日	平成10年4月1日
施設内容	鉄骨造

2 飲食施設管理運営委託業務

中国庭園燕趙園飲食施設管理運営委託業務の内容は、本募集要項及び中国庭園燕趙園飲食施設管理運営業務仕様書に定める。

(1) 委託業務の内容

受託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

① 飲食施設の運営に必要な業務

飲食物の提供並びに施設の集客促進に関する業務

② 飲食施設の施設設備の維持管理に関する業務

飲食施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 管理運営の基準

受託者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、飲食施設の適切な管理運営を行うこと。

① 基本方針

ア 中国庭園燕趙園（以下「燕趙園」という。）は、中国河北省との友好提携5周年を記念して建設されたこと及び県の重要な観光施設であることから、県の観光振興を図るため、燕趙園と協力して集客促進に努めるとともに、中国との文化交流の発展に努めること。

イ 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

ウ 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の機能が最大限に発揮されるよう適正な管理運営を行うとともに、健全な運営を維持することに努めること。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する営業は認めない。

エ 飲食施設は、燕趙園との一体感を損なわない運営とすること。利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

オ 各飲食物の料金については、受託者が自由に設定することができる。ただし、アの趣旨に反せず、料金設定を変更する場合、事前に燕趙園に報告すること。

カ 法令等の遵守

次の法令をはじめ法令及び公序良俗を遵守すること。

(ア) 都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）

(イ) 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）、鳥取県都市公園条例施行規則（昭和54年鳥取県規則第60号）

(ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(オ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(カ) 消防法（昭和23年法律第186号）

(キ) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）、鳥取県個人情報の保護法に関する法律等施行規則（令和5年規則第6号）

(ク) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）

(ケ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

(コ) 鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）

(サ) その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

キ 燕趙園と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

②基本的事項

ア 開店時間

開店時間は少なくとも午前11時から午後2時30分（ラストオーダー午後2時30分）とし、燕趙園と協議後、決定するものとする。ただし燕趙園の開園時間は開店していることが望ましい。

イ 休業日

休業日は燕趙園と協議後、決定するものとする。ただし、協議成立の場合を除いて燕趙園の開園日は基本的に営業していること。

ウ 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例等法令を遵守するとともに、法令上の義務を有しない場合にあっても法令の趣旨を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、飲食施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

エ 情報の公開

鳥取県情報公開条例の規定及び趣旨に基づき、飲食施設の管理に関して保有する情報を公開する可能性があること。

(3) 留意事項

- ①委託業務の内容の詳細については別紙仕様書によること。
- ②委託業務を一括して、又は主たる部分を他の者に委託することはできないこと。
- ③受託者が集客促進や販売促進のため、自主的に催事等の事業を行うことは可能であるが、内容がこの募集要項及びその趣旨並びに都市公園にふさわしくないもの又は公序良俗に反するものは不可とする。
- ④県内需要の拡大、県内事業者の活用のため、積極的に県内事業者への発注に努めること。また発注先の事業者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。
- ⑤受託者は、運営の形態等に応じて内装等の改修を行い、また設備・備品を設置することができる。この場合燕趙園の承認を得ることとし、受託者が費用を負担すること。
- ⑥受託者は受託者でなくなった場合、厨房内の設備及び備品の油脂等の汚れ除去をはじめとした飲食施設の清掃を行うとともに、速やかに現状回復しなければならない。ただし燕趙園の承認を受けた場合はこの限りでない。
また受託者は受託者でなくなった場合、自己の負担によって飲食施設に投じた必要経費、有益費その他の費用の支払を燕趙園に請求しないものとする。
なお受託者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを現状に回復しなければならない。

3 委託期間

委託期間は令和6年12月1日から令和7年3月31日までとする。但し、燕趙園又は受託者のいずれからも期間満了日の3か月前までに更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間契約は更新され、爾後同様に令和11年3月31日まで契約は更新されるものとする。

4 飲食施設営業収入の取扱い

飲食施設営業収入は受託者が自らの収入として収受できるものとする。

5 燕趙園及び受託者の責任分担

燕趙園及び受託者の責任は下表のとおりとする。

項 目		責 任	
		燕趙園	受託者
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は受託者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は		○

	人為的現象)に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないことによる収入の減		
施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は受託者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象)に伴う施設等の損傷に係る修繕	協議事項	
	上記以外のもの(営業又は管理・運営に資するため受託者自らが行う改良並びに施設等に係る通常の維持・管理のための修繕など)		○
備品の購入	営業及び管理運営に係る備品の購入		○
火災保険(建物のみ)の加入		○	
委託業務に要する経費(上記のうち燕趙園の業務責任分担とされたものを除く。)の負担			○

※「協議事項」については事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

6 応募資格等

- (1) 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 7(4)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、鳥取県から一般競争入札の参加資格を取り消されていない法人等であること。
- (3) 7(4)の面接審査の日の前日において、鳥取県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (4) 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の規定に違反して公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行わ

れた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

- (6) 法人等の役員に、破産者、法律行為等を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら次の①から⑥までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
- ①暴力団員を経営幹部とすること。
 - ②暴力団員を雇用すること。
 - ③暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - ④暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
 - ⑤暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - ⑥経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

7 募集及び選定等の日程

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集要項の配付 | 令和6年10月15日（火）から同年11月8日（金）まで |
| (2) 質問事項の受付 | 令和6年10月15日（火）から同年11月8日（金）まで |
| (3) 応募の受付期間 | 令和6年10月21日（月）から同年11月11日（月）まで |
| (4) 現地内見会 | 令和6年10月28日（月）又は同年11月6日（水）までの参加申出によって期日を調整の上実施する。なお、これにより難しい場合は申し出ること。 |
| (5) 面接審査 | 令和6年11月18日（月）（予定）
（会場、時間、実施方法等は応募団体に別途通知する） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年11月20日（水）発送（予定） |
| (7) 委託契約の締結 | 令和6年11月29日（金）までに行う（予定） |
| (8) 営業開始 | 令和6年12月1日（日）（予定） |
- （注）営業開始日程は相談に応じます。
営業開始日程も含めて提案してください。

8 募集要項の配付

7（1）の期間内に一般財団法人鳥取県観光事業団のホームページ（<https://tpto.jp/>）若しくは中国庭園燕趙園のホームページ（<https://www.encho-en.com/>）からダウンロードすること。

9 質問事項の受付及び回答

質問事項は、7（2）の期間内に中国庭園燕趙園に電子メールにより提出すること。これにより難しい場合は、申し出ること。

回答は、電子メール（上記申出を認めた場合を除く。）により個別に回答するとともに、一般財団法人鳥取県観光事業団ホームページ及び中国庭園燕趙園ホームページに公開する。

【中国庭園燕趙園】

〒689-0715 東伯郡湯梨浜町引地 5 6 5 - 1

電話：0858-32-2180 FAX：0858-32-2185

メールアドレス：enchoen1@apionet.or.jp

1 0 応募の手続き

7（3）の期間内の午前8時30分から午後5時30分間に中国庭園燕趙園に下記応募書類を持参若しくは郵送すること。郵送の場合は令和6年11月11日（月）午後5時30分までに到着したものに限り受け付ける。なお応募書類は返却しない。

【応募書類：各1通】

- （1）中国庭園燕趙園飲食施設運営計画書（様式1）
- （2）中国庭園燕趙園飲食施設収支計画書（様式2）
- （3）当該法人等の概要（直近の法人税確定申告書に添付した法人事業概要説明書）
- （4）履歴事項全部証明書（応募書類提出日から1か月以内に発行されたもの）。

登記義務のない場合は、当該法人等の役員名簿（指名にふりがなが付され、かつ、住所、生年月日が記載されたもの）

1 1 選定方法等

一般財団法人鳥取県観光事業団内に審査委員会を設置し、応募書類及び面接審査により受託候補者を選定する。

なお、応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき等選定することが適当ではないと認められる場合は選定対象から除外し、資金事情の悪化等適正な委託業務遂行が困難であると認められる場合には、選定を取り消すことがある。

中国庭園燕趙園飲食施設管理運営委託業務仕様書

1 飲食施設について

(1) 施設の概要

名称	中国庭園燕趙園飲食施設（貸し出す機器、什器等動産を含む）
所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町引地563-1
設置目的	鳥取県中部地域の観光拠点である燕趙園の利用者をはじめとする燕趙園関連施設の利用者等に、良好な飲食サービス等を提供すること。
施設面積	619.56㎡
建築年月日	平成10年4月1日
施設内容	鉄骨造

(2) 施設詳細 飲食施設平面図 別添①

2 飲食施設管理運営委託業務

募集要項に同じ

3 事業者に係る条件等

(1) 応募資格等

募集要項に同じ

(2) 営業・管理運営に関する条件

燕趙園は、中国河北省友好提携5周年を記念して建設されたものであること及び県中部の観光拠点の一つであることから、観光振興を図るため周辺地域・施設と連携して交流人口の拡大を図るとともに、中国との友好・文化交流に資する事業の実施に努めており、飲食施設はその一部であることを十二分に認識し、次の事項をはじめその趣旨に適するようにすること。

① 委託期間

委託期間は令和6年12月1日から令和7年3月31日までとする。但し、燕趙園又は受託者のいずれから期間満了日の3か月前までに更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間契約は更新され、爾後同様に令和11年3月31日まで契約は更新されるものとする。

② 飲食施設の範囲

使用できる飲食施設の範囲は、厨房、客室部分、トイレ等、図面（別添①）で示した飲食施設の全ての範囲とする。

③ 営業時間、休業日等

少なくとも、午前11時から午後2時30分（ラストオーダー午後2時30分）とし、この時間は食事及び飲み物を提供すること。また、燕趙園開園日は基本的に営業すること。但し、協議成立の場合を除く。また、燕趙園の開園時間は営業することが望ましい。

④ 施設の営業状況の報告

受託者は施設の管理運営状況について、下記書類を提出すること。様式は別添②。

ア 業務報告書 毎月（翌月10日まで）

イ その他管理運営の実態を把握するために甲が必要と認める事項

⑤ 飲食メニュー等

料理のジャンルは不問とする。観光客（団体客を含む）、地元客等、幅広いお客様の利用を得ること。

また食事に伴い、アルコール類を提供することは妨げないが、酒類を主たる提供内容とする営業は認めない。なお、都市公園内での風俗営業法の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレー等の営業は禁じられているため、留意すること。

⑥ 広告行為

受託者が看板及びチラシ等の広告行為を行う場合は、燕趙園の事前の承認を得ること。但し、燕趙園との協議に基づく場合はこの限りではない。

⑦ 禁止事項

ア 受託者は原則現状の形態のまま使用すること。

ただし、退去の際の原状回復を条件とし、かつ受託者の自己資金において行う改修で、燕趙園の事前の承認を受けたものについてはこの限りではない。

イ 指定営業場所以外での営業

原則、飲食施設以外の場所で営業を行うことはできない。ただし燕趙園と協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

ウ 目的外使用

受託者は飲食施設を飲食店営業以外の目的に使用してはならない。ただし、飲食店営業に資するため、燕趙園と協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

エ 権利の譲渡

受託者は、飲食施設の全部又は主たる部分を第三者に管理運営させ、又は担保に供してはならない。ただし、燕趙園と協議の上、中国庭園燕趙園及びその周辺の都市公園の利用者の利便性向上や施設の効率的な管理運営のために、飲食施設の一部を第三者が管理運営することに燕趙園の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

オ 委託業務の中止又は停止

受託者は委託業務を中止し、又は停止する場合は、必ずその6ヶ月前までに書面をもって予告し、承認を得ること。

(3) 法令等の遵守

募集要項に同じ

(4) 契約の打ち切り

① 受託者の瑕疵等責任若しくは経営状況の悪化等により、健全な業務の継続が困難と判断される場合には委託契約を打ち切る場合がある。

② 受託者の法令又は禁止事項の違反、飲食施設に係る光熱水費、機械警備費及びそれに係る回線使用料の支払を2か月以上滞納した場合等募集要項及び仕様書、委託契約書に違反した場合並びに燕趙園及びその周辺の都市公園の利用者の評価が受託者として適当でない場合等も契約を打ち切る場合がある。

(5) 原状回復

受託者は、期間の途中に業務の中止等により飲食施設から退去する場合若しくは期間満了の場合は、指定する期日までに飲食施設を原状に回復しなければならない。ただし事前協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

4 燕趙園及び事業者の責任分担

募集要項に同じ

5 経費の負担区分

(1) 受託者が負担しない経費

飲食施設本体の使用料（賃借料）及び既設置の備品等物品の使用料。但し、受託者と燕趙園の協議を妨げない。

(2) 受託者負担経費

受託者は、次の経費をはじめ飲食施設管理運営委託業務に要する経費のうち、5（1）の経費を除く経費を負担する。

① 飲食施設運営に係る光熱水費（電気、ガス、上下水道料金）

清掃衛生費（ガラス面、床ワックスがけ、グリーストラップ等）

（注）ガラス清掃、床ワックスがけは年2回以上行うこと

廃棄物処理費

機械警備費及びそれに係る回線使用料

② 飲食施設に係る職員人件費、材料費、消耗品費

③ 営業、広報、その他事務経費

④ 営業上必要な備品（テーブル、椅子など）経費

⑤ 保険料（施設、食中毒等）

⑥ 飲食施設職員の駐車場代

⑦ その他使用上必要な運営費、維持管理費

(3) 燕趙園負担部分

営業、広報経費。但し、燕趙園が庭園部分について行う営業、広報に付随するものに限る。

(4) その他

負担が明らかでないものについては両者協議の上決定する。

6 その他

(1) 報告義務

① 営業内容の変更については事前に燕趙園に協議し、メニューの変更、クレーン等については逐一燕趙園に報告すること。

② 備品（性質、形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品をいう。）を自ら購入整備しようとする場合は、その内容を事前に燕趙園に協議すること（協議する暇がない場合は事後速やかに協議すること）。

③ 受託者は、飲食施設の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに燕趙園への報告を行うこと。

(ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

(2) その他

①本仕様書のみならず募集要項にも適合すること。

②当仕様書の内容に疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項については、燕趙園及び受託者は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

③一般財団法人鳥取県観光事業団の職員割引制度（10%引き）に参加すること。

【様式 1】

中国庭園燕趙園飲食施設の運営に関する計画書

1 管理運営の基本的な考え方

- ・ 飲食施設の運営方針、意気込みなど

2 管理運営の基準

(1) 開店時間の考え方と設定内容

- ・ 開店時間の設定に際し、考え方を示すこと
 (例) ターゲットとする顧客の範囲
 燕趙園来園者の利便性の観点
 個人客、団体客対応について 等
- ・ 実際の開店時間、オーダーストップの時間など

(2) 休業日の考え方と設定内容

- ・ 休業日の設定に際し、考え方を示すこと
 (例) 施設の維持管理の観点
 新商品開発の観点
 勤務スタッフの労務管理の観点 等
- ・ 実際の休業日

3 サービスの提供内容

- ・ 提供飲食物の考え方を示すこと
 (例) ジャンルの中心 (例 中華、和食など)
 料理のグレード (例 高級、庶民的など)
 その他特色 等
- ・ 主なメニューと料金の提示 (別紙でも可)

4 施設の維持管理

- ・故障の未然防止、設備の恒久化のため施設設備の維持管理の考え方を示すこと
（例）日頃からの取組方針 等
- ・点検等実施内容

5 外部委託について

- ・外部委託の考え方を示すこと
（例）どういうものについて外部委託を取り入れるか 等
 - ・具体的な外部委託内容
- ※外部委託なしの場合は「該当なし」と記載のこと

6 保険の加入内容

- ・実際に加入する保険について記載

7 燕趙園との連携

- ・燕趙園との連携についての考え方を記載

8 利用促進のための取組

- ・飲食施設の利用促進について方策を記載

9 利用者等の要望、クレームの対応方針

- ・利用者等の要望把握・対処方法
- ・トラブルの未然防止・クレームの対応方針 等

10 運営体制

(1) 運営組織

- ・運営体制の考え方
- ・管理運営組織図

(2) 職員の雇用

- ・職員の採用方法、採用見込

11 その他

- ・上記に属さない項目で特に記載したいこと

【様式2】

中国庭園燕趙園飲食施設の収支に関する計画書
(単年度ベース)

(単位：千円)

		内 訳	金 額
収 入 科 目	飲食施設収入		
	○○○○○収入		
	○○○○○収入		
	その他収入		
収入合計			
支 出 項 目	人件費		
	施設維持管理費	消耗品費 燃料費 通信運搬費 ○○○○ ○○○○ ○○○○	
	飲食材料費		
	集客促進費		
	その他仕入		
	その他経費		
収入合計			